

田路耕地管理組合同規約

- 第一條 本組合ハ耕地、共同管理並分合交換ヲ行ヒ耕地所
有者並耕作者、副利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本組合ハ新井村田路耕地管理組合ト稱ス
- 第三條 本組合、区域ハ氷上郡新井村田路トス
- 第四條 組合員ハ本組合ノ区域内ニ耕地ヲ所有シ又ハ耕作ニ從
事スルモノニ限ル
- 第五條 本組合、事務所ハ上ヲ兵庫縣氷上郡新井村田路五
七四番地ニ置ク
- 第六條 本組合、財産ニ對シ本組合員、持分ハ平等トス
- 第七條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合員中ヨリ互選ス
組合長 一名、副組合長 一名
- 第八條 組合長、事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス、副組合長ハ組
合長ヲ補助シ組合長事務放アル時ハ之ヲ代ルモノトス
- 第九條 役員ノ任期ハニヶ年トス
但シ再選ヲ得ケル
- 第十條 役員ハ右普職トス、但シ実費支采ヲ要スル場合トセテ
支給スルコトヲ得

- 第一條 通常總會ハ毎年一回、月ニテ開ク
- 組合長ハ必要ニ應ジ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得
- 第二條 總會ノ招集ハサクトモニ日前ニ組合員ニ之ヲ通知スルコト
ヲ要ス
- 第三條 總會ハ總會ノ半数以上出席スルニ非ザレバ開會スルコ
トヲ得ス、若シ半数一充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席
シタル組合員ヲ以テ開會ス、決議ハ出席シタル組合員ノ過半
數ヲ以テ之ヲ爲ス
- 第四條 總會ノ議長ハ組合長ニシテ當ル
- 第五條 本組合ニ役員十名ヲ置キ總會ニ於テ之ヲ選任ス、但シ委
員ハ組合員タル地主ヨリ三名、耕作者ヨリ三名、自作者ヨリ三名ヲ各
別々ニ互選シ之ニ村農會技術員一名ヲ選任ス、(組合長ハ兼任タル
コトヲ得ス)
- 第六條 役員ノ任期ハニヶ年トシ再選ヲ得ケル
- 第七條 役員ハ組合長、諸問ニ應ジ左ノ事項ノ處理上組合長
ノ補助ヲナスモノトス